

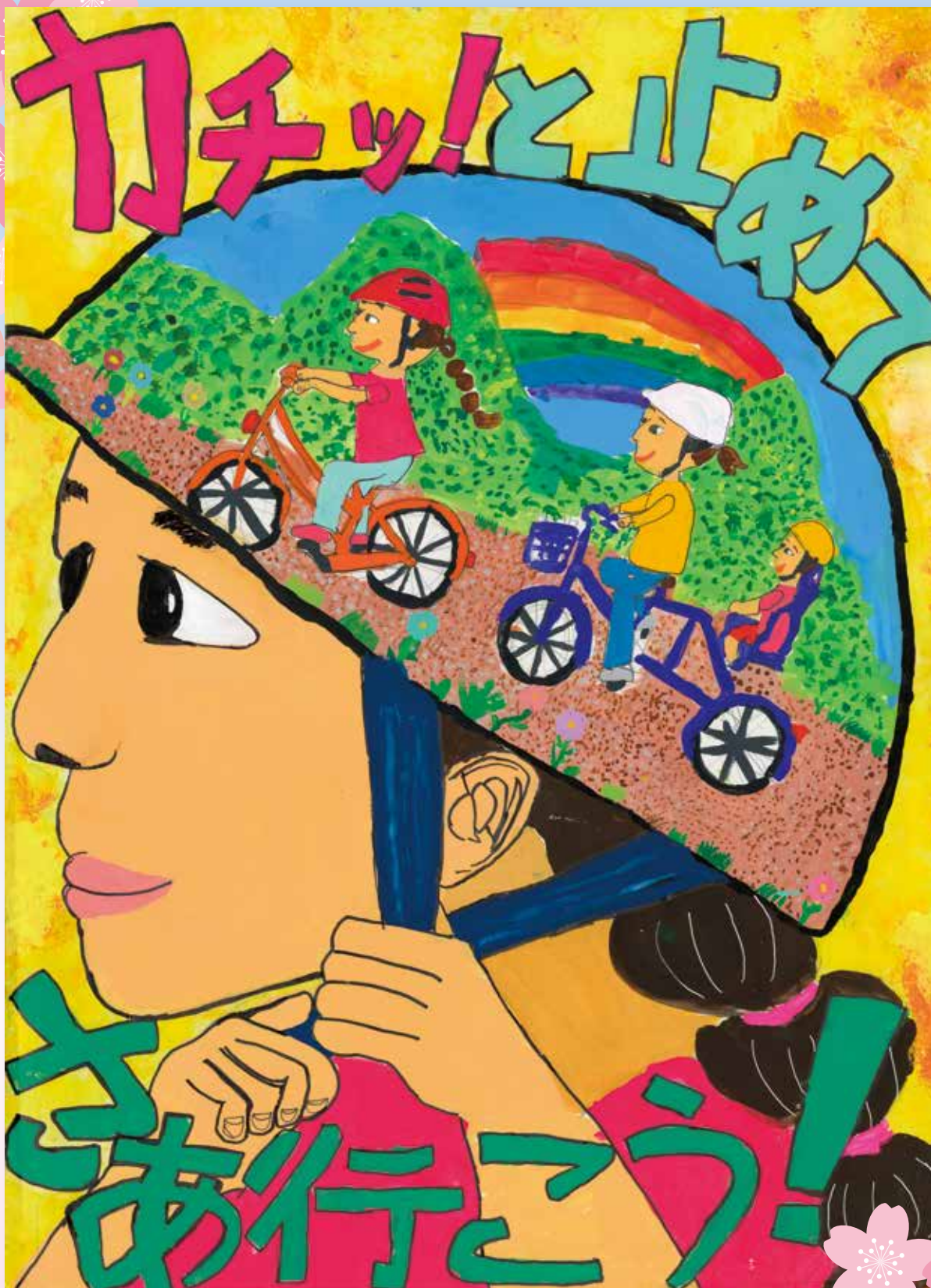
令和8年

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です



第13回東京都交通安全ポスターコンクール(令和7年度実施)
知事賞 小学校2年 鈴木 杷子(すずき わこ)さんの作品



東京都／首都交通対策協議会

賠償保険に加入しましょう

東京都内で自転車を利用するみなさんへ

東京都の条例では、**自転車**利用中の**事故**により、**他人にケガ**をさせてしまった場合などの**損害**を**賠償**できる**保険**等への加入が義務となっています!!

東京都

詳しくはこちら

賠償金額約9,521万円と
自転車事故に係る
高額賠償事例も発生!



◀ HPもチェック

ヘルメットを被りましょう



OWV (オウブ) 出演の
動画配信中!

詳しくはこちら▶



自転車安全利用 5則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

特定原付（電動キックボード等）の交通ルールを守ろう！ ～ルールを守って安全・快適に～

車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは
車道（もしくは自転車道）を走行します。



信号や標識・
標識を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。

交差点での右折は
二段階で!



歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「**特例 特定原付**」のみ
自転車が通行可能な歩道に限り走行できます。
歩道は**歩行者優先**です。

注意 標識等で特例特定原付の通行
が禁止される場合は除く



- ☑ 16歳未満は**運転禁止**
- ☑ **自賠責保険**（共済）に加入する
- ☑ **ナンバープレート**をつける
- ☑ **ヘルメット**を着用しよう（努力義務）
- ☑ 飲酒運転しない
- ☑ 曲がる時は**ウィンカー**
- ☑ 運転中は**携帯電話等**を使用しない
- ☑ 車道か自転車道が原則
- ☑ 信号や標識を守る
- ☑ **二人乗り**しない
- ☑ 道端などに**放置**しない

特定原付の交通ルールをHPでチェック!



都民安全 特定原付

検索



区分	年齢制限	免許	ヘルメット	速度制限	走行場所	最高速度表示灯
一般原動機付自転車(従来の原動機付自転車)	16歳以上	必要	義務	30km/h(法定)	車道	—
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	20km/h(最高)*	車道・自転車道	緑色点灯
特例 特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	6km/h(最高)*	車道・自転車道・ 特定の歩道	緑色点滅

*速度抑制装置で制御

切替可能な
車両もあり
(走行中は不可)

令和8年4月1日開始

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符



青切符制度とは？

自転車運転者が一定の違反行為をした場合に、「青切符」による反則告知を行い、反則金の納付を通告するものです。一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結されます。

16歳以上のすべての人が対象です。

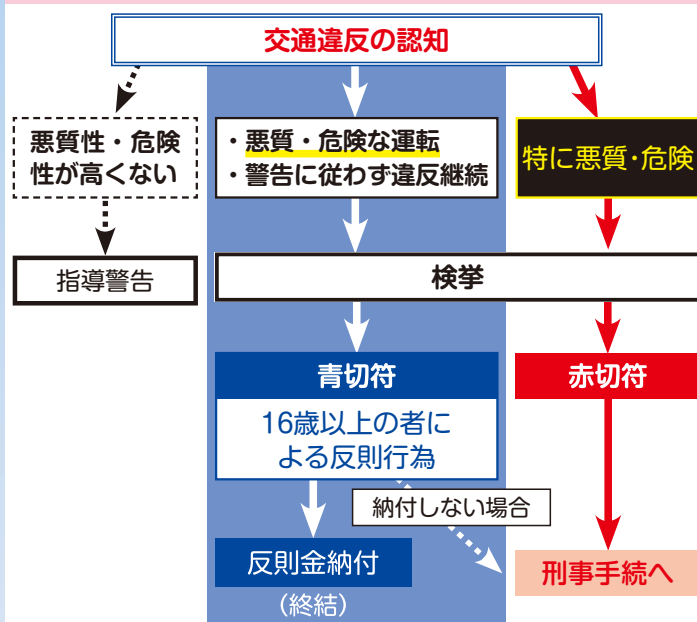
交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに、違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が取締りの対象**となります。



酒気帯び運転・酒酔い運転、妨害運転（おり運転）、携帯電話使用等（交通の危険）など、特に悪質性・危険性が高い重大な違反行為は、**青切符制度の対象外！**

従来どおり**赤切符**による刑事手続となります。

手続の流れ



さらに詳しく！

「自転車ルールブック」(警察庁)



point

検挙後の手続は変わりますが、自転車の交通规则や指導取締りの考え方は変わりません。

反則行為の例

携帯電話使用等（保持）



12,000円

遮断踏切入り



7,000円

自転車制動装置不良



5,000円

信号無視



6,000円

一時不停止



5,000円

車道の右側通行



6,000円

さらに詳しく！

ルールを確認！

自転車を利用する皆さんへ

自転車安全利用五則や、その他のルールなどについて詳しく掲載しています。再確認してみましょう。



スマホで楽しく学習！

東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。

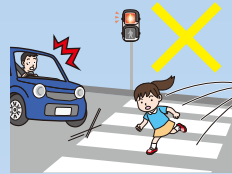


令和8年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です

重点① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

【保護者の方へ】

都内では、こどもの重大事故が多く発生しており、そのほとんどがこどもの飛び出しや横断違反が原因となっています。保護者の方には、ふだんから交通ルールに関する理解を深めていただくとともに、お子様に交通ルールと正しいマナーを今一度教えていただき、手本を示していただくようお願いいたします。また、小さなお子様と一緒にのお出掛けになる際は、目と手を離さないようにしてください。



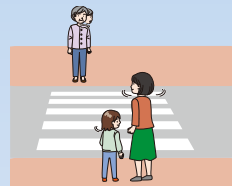
【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。

交通ルールをしっかりと守り、十分な安全確認を行うなど、こどもたちの見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自分の命は自分で守る」といった安全意識を持って行動していただくようお願いいたします。また、お酒に酔って道路に寝込んでしまい、車にひかれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。



重点② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。車両運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。



【歩行者等に対する保護意識を高めましょう】

横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を渡ろうとする歩行者等がいる場合には、横断歩道手前で一時停止をお願いします。

交差点を右折又は左折する際は、進行方向にある横断歩道上を渡ろうとする歩行者がいなかをよく確認し、安全に進行してください。



重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【自転車を利用する方へ】

道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されます。

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」をはじめ、交通ルールを守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

自転車を運転して、一定の違反行為（16類型）を3年以内に2回以上反復すると「自転車運転者講習」を受けなければなりません。



【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止などの交通ルールを守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17類型）を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。



【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

重点④ 二輪車の交通事故防止

【ライダーの方へ】

二輪車の単独事故や右折車と直進車の衝突事故が増えています。

カーブ手前や交差点では、速度を十分に落とし、車間をしっかりと空け、心と時間にゆとりを持った安全走行を心掛けましょう。

車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険ですので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



令和8年3月発行 登録番号(7)43
令和8年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全総合対策本部
総合推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3124



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。